



国立大学法人

大阪教育大学

Press Release

報道機関 各位

令和 8 年 7 月 17 日

懲戒処分の公表について

国立大学法人大阪教育大学では、本学教員に対して、令和 8 年 7 月 1 日付で、以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、今後このようなことが再び起こることがないよう、教職員に対して法令遵守の徹底を図り再発防止に努めるとともに、ハラスメント行為に対して、厳正に対処してまいります。

記

1. 被 処 分 者

附属学校教員

2. 処 分 の 内 容

停職（3 月）

3. 処分対象行為

ハラスメント

同人の上記行為は、ハラスメントを禁止し、教職員の基本的サービスの遵守を定めた本学就業規則に違反し、同規則が定める懲戒事由に該当することから、同規則第 46 条第 3 号に定める「停職（3 月）」による懲戒処分としたものです。

なお、本件の詳細については、被害者及び被処分者のプライバシー等を侵害するおそれがありますので、本記載以上の公表は差し控えます。

国立大学法人大阪教育大学長 岡本 幾子